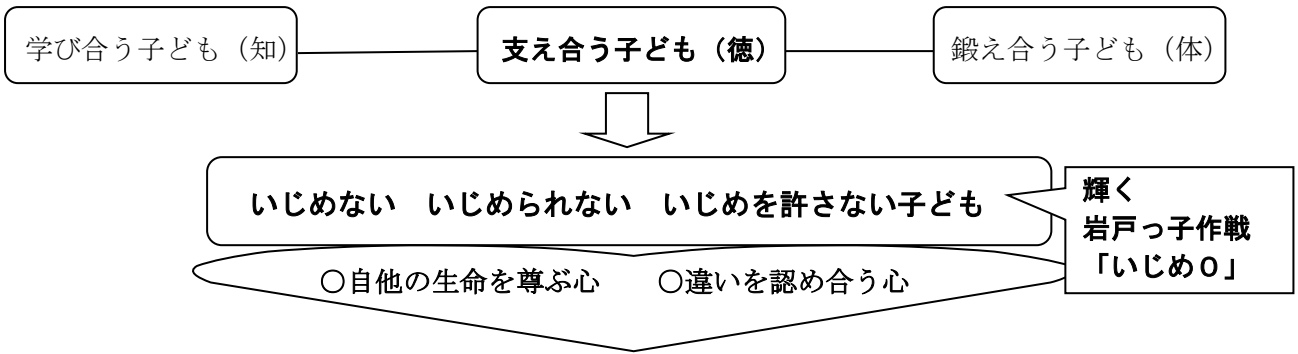
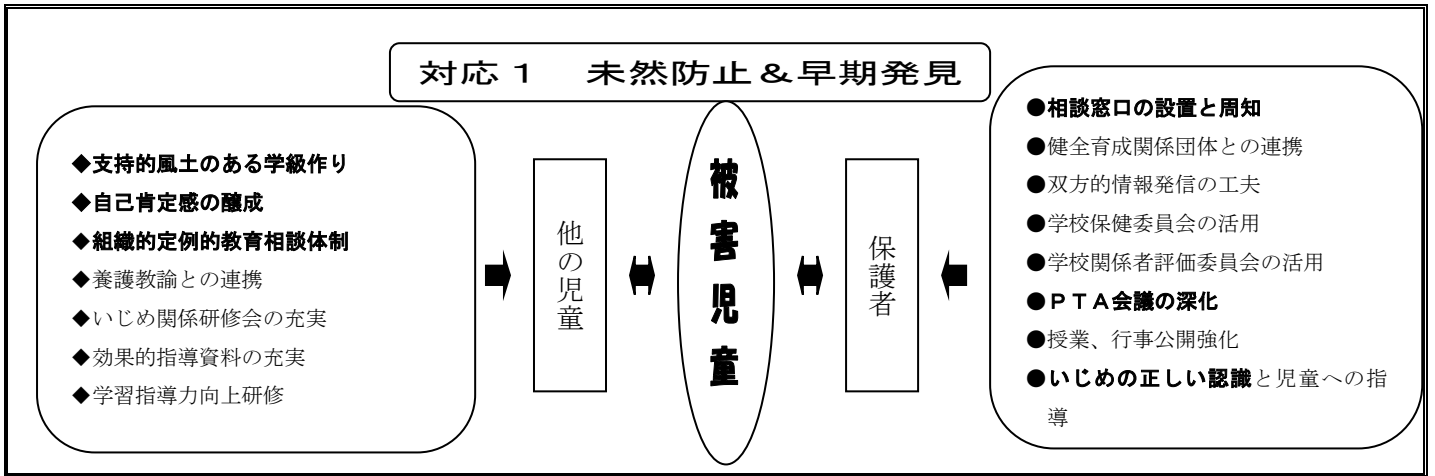


# 雲仙市立岩戸小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本方針でめざす子ども像

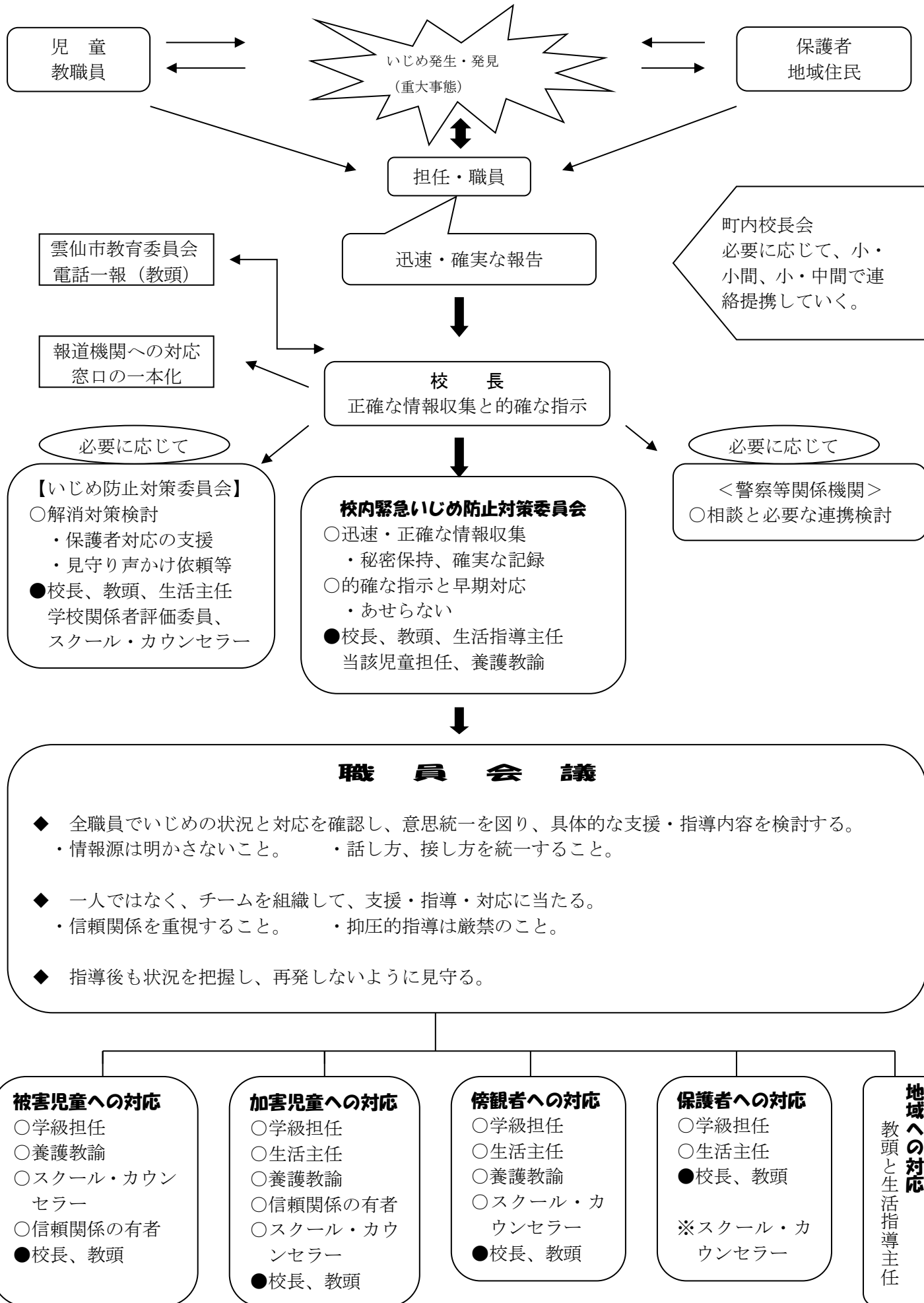


## 2 いじめ防止のための組織及び指導体制（連携）について



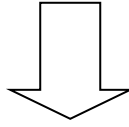
### 3 いじめに対する措置について

(1) 校内支援・指導体制・・・校長を中心として全職員で組織的に支援・指導にあたる。



(2) 専門家等を含む支援指導体制

**校 長**  
報告・連絡・相談の徹底&正確な情報収集と的確な指示



**【岩戸小いじめ防止対策委員会】**

1 構 成

<学校>・・・校長、教頭、生活指導主任、当該担任、養護教諭

<外部関係者>

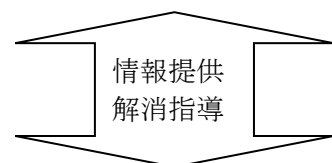
- 学校関係者評価委員
- いわど共育会議役員、民生委員・児童委員
- 専門家・・・瑞穂中スクール・カウンセラー（臨床心理士）、スクールソーシャルワーカー

2 活動内容

- 該当いじめに関する情報交換と支援・指導内容についての全般協議
- 学校、保護者、地域が連携したいじめ防止に対する計画策定
- 保護者、地域住民に対する啓発活動

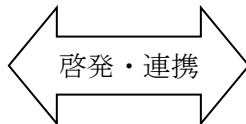
3 開 催

必要に応じて、校長が招集する。



**保護者・地域住民**

- ◇いじめに関する認識を高める
- ◇いじめの早期発見
- ◇いじめの指導



**雲仙市教育委員会・警察等の機関**  
いじめ防止及び解消の指導

**教 職 員**

- 日常的にいじめの防止、早期発見のため、児童の様子について全職員で情報交換に努める。
- 全職員で**組織的**、積極的に関わっていく。
- 当該児童及びその保護者との関係を重視していく。



## 4 いじめの認知及び解消の要件等について

### (1) いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめの解消の要件

- いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月の期間は止んでいること
- 被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと

### (3) 本基本方針の公開

本基本方針は、本校ホームページに掲載し、保護者や地域住民に公開するとともに、その内容を、PTA総会及び「いわど共育会議」「学校関係者評価委員会」において説明するものとする。(児童へは必要事項を新学期に説明する)

### (4) 学校評価による評価及び見直し

本基本方針に基づきいじめ防止等に係る達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する(学校関係者評価委員会を含む)とともに取組の見直しを進める。

### (5) 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。